

群馬大学大学院教育学研究科修士課程運営委員会内規

平成26. 4. 1 制定

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学大学院教育学研究科教授会規程第6条の2第2項の規定に基づき、群馬大学大学院教育学研究科修士課程運営委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) カリキュラムに関すること。
- (2) 授業方法に関すること。
- (3) 授業時間割に関すること。
- (4) 予算に関すること。
- (5) その他教育学研究科修士課程に関する重要事項

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 修士課程長
- (2) 教育学研究科の主担当を命ぜられた教員のうち教育学研究科修士課程の各専修（修士課程長の所属する専修を除く。）を担当する者 各1人
(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、修士課程長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第5条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(部 会)

第6条 委員会に必要に応じ部会を置くことができる。

(幹 事)

第7条 委員会に幹事を置き、総務係長をもって充てる。

(雑 則)

第8条 この内規に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、教育学研究科長が行う。

附 則

- 1 この内規は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 大学院教育学研究科委員会修士課程運営委員会内規（平成16年4月1日制定）は、廃止する。